

2025 年 11 月 12 日

各 位

会 社 名 N S グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 大 塚 孝 之
(コード番号：471A 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 吉 田 智 宏
財務経理部長
(TEL. 06-7639-0900)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しの件

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 23,129,900 株

かかる売出株式総数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。）に係る売出株式数は 16,480,000 株、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」といい、引受人の買取引受による国内売出しとあわせて「本件売出し」と総称する。）に係る売出株式数は 6,649,900 株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025 年 12 月 8 日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長に一任する。
なお、売出株式総数については、今後変更される可能性がある。

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による国内売出し

BCPE Say Cayman, L.P. 12,925,400 株
BCPE Say Cayman2, L.P. 3,554,600 株

② 海外売出し

BCPE Say Cayman, L.P. 5,215,600 株
BCPE Say Cayman2, L.P. 1,434,300 株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受による国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社、JP モルガン証券株式会社、野村證券株式会社、株式会社 S B I 証券及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として、引受人の買取引受による国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。

② 海外売出し

海外売出しについては SMBC Bank International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び J.P. Morgan Securities plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。

③ 引受人の買取引受による国内売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーは、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社であり、当社普通株式を取得しうる投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMB C日興証券株式会社及び大和証券株式会社が共同で行うものとする。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、SMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社が共同で行うものとする。

④ 本件売出し及び下記２．のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターはSMB C日興証券株式会社、大和証券株式会社及び JP モルガン証券株式会社とする。

- | | |
|------------------------|--|
| (4) 売 出 価 格 | 未 定 (今後開催する取締役会において承認される仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日 (2025 年 12 月 8 日) に引受価額 (売出人が引受人より 1 株当たりの買取金額として受け取る金額) と同時に決定される予定であり、その承認は当社代表取締役社長に一任する。) |
| (5) 申 込 期 間
(国 内) | 2025 年 12 月 9 日 (火曜日) から
2025 年 12 月 12 日 (金曜日) まで |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 12 月 16 日 (火曜日) |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。 |
- (9) 前記各項を除くほか、本件売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認し、その他本件売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項のうち、引受人の買取引受による国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。
- (11) 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止される。また、海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受による国内売出しも中止される。

2. オーバーアロットメントによる売出しの件

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 3,469,400 株

(売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売価格決定日(2025年12月8日)に決定される予定である。)

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司 3,469,400 株 (上限)

(3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。

(4) 売 出 価 格 未 定 (上記1.における売出価格と同一とする。)

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一とする。

(8) 前記各項を除くほか、オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認し、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項については、当社代表取締役社長に一任する。

(9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

[参 考]

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 23,129,900株
(引受人の買取引受による国内売出し 16,480,000株、海外
売出し 6,649,900株)
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等
を勘案した上で、売出価格決定日に決定される。
- オーバーアロットメントによる売出し(*) 上限 3,469,400
株
- (2) 需要の申告期間 2025年12月2日(火曜日)から
(国 内) 2025年12月5日(金曜日)まで
- (3) 売出価格決定日 2025年12月8日(月曜日)
(売出価格は、今後開催する取締役会において承認される仮条件をもと
に、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合
的に勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025年12月9日(火曜日)から
(国 内) 2025年12月12日(金曜日)まで
- (5) 株式受渡期日 2025年12月16日(火曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案して行われる、SMB C日興証券株式会社による日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、SMB C日興証券株式会社が売出人より借り入れる株式(以下、「借入株式」という。)であります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、売出人はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2025年12月25日行使期限として付与する予定であります。

また、SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2025年12月25日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上で、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。

なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、大和証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社と協議の上で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数がオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引によって取得し、売出人から借り入れている株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを行使することにより当社普通株式を取得し売出人への返還に代える予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる

売出しが行われる場合の売出数については、2025年12月8日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による売出人からの当社普通株式の借り入れは行われません。

2. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、資本効率の向上のため、事業運営と財務体質の強化のために必要な内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

今後の剰余金の配当については、中間及び期末の年2回の剰余金の配当を行う方針であり、配当性向は50%以上を目標としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、中長期的な成長のための事業基盤の強化等に有効活用してまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)記載のとおり、当社は、配当性向50%以上を目標とし、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としており、各事業年度の配当額につきましては、かかる基本方針に基づき、今後の業績動向等を見極めながら総合的に判断し、決定してまいります。

(4) 過去の決算期間の配当状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純損失(△)	△0.09円	△0.41円	△2.85円
1株当たり配当額	—	230.08円	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本利益率	—	—	—
純資産配当率	—	59.6%	—

- (注) 1. 2022年12月期及び2024年12月期の1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 2022年12月期及び2024年12月期の実績配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 2022年12月期、2023年12月期及び2024年12月期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、2023年12月期の配当性向については、その他資本剰余金を配当原資としているため、記載しておりません。
4. 当社は、2025年10月10日付の取締役会決議により、2025年10月11日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。2023年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり配当額を算定しております。
- また、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、2022年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、PwC Japan 有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
1株当たり当期純損失(△)	△0.04円	△0.41円	△2.85円
1株当たり配当額	—	230.08円	—

(1 株 当 た り 中 間 配 当 額)	(-)	(-)	(-)
-------------------------	-------	-------	-------

3. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

4. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による売出し及び上記2. のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人であるBCPE Say Cayman, L.P. 及びBCPE Say Cayman2, L.P. は、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日（2026年6月13日）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエプシオンの行使に基づく当社普通株式の売却並びに一定の借入れに関する担保権の設定（担保権設定契約において担保権者がその担保権の実行等について同様の制限に服する場合に限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーターに対して差し入れる予定であります。

また、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割、株式無償割当て並びに株式報酬制度の導入に関する発表及びストック・オプションの発行（ただし、ロックアップ期間中にストック・オプションの行使等がなされないものであり、かつロックアップ期間中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式数が当社の2025年12月7日付発行済株式総数の1%を超えないものに限る。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社の株主であるBVアセット株式会社及び大谷彰宏は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中は、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、各ロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

(注) 上記「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文書は当社株式売出しに関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025 年 11 月 12 日の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。なお、当社普通株式の売出し手続きは、当社を取り巻く経営環境の変化等、さまざまな事情により中止となる可能性があります。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。